

## 株式会社奥村組

## 企業プロフィール

## 設立

1907年

## 本社所在地

大阪府大阪市

## 事業内容

建設業(総合建設業)

## 従業員数

2,025名

(2020年3月31日時点)

## 年間休日数

125日(2019年度)

## URL

<https://www.okumuragumi.co.jp/>

## 取組のポイント

以前から、労働基準法第7条に基づき、裁判所の証人、検察審査員等の「公の職務」を行うための有給の特別休暇として法務休暇を制度化していたが、2009年に裁判員制度ができた際に、法務休暇に加えて裁判員休暇制度を導入。

その他特別休暇として、有給の災害休暇や工事所勤務者が取得できる現場休暇、また、無給の私用休職制度などがある。

## 取組の目的・概要

- 2009年の裁判員制度開始と同時に裁判員休暇制度を導入した。裁判員に選出された場合、裁判員としての職務に従事するために最低5日間程度が必要となるため、新たな国の施策に協力するための休暇制度を設けた。
- 裁判員休暇は、裁判員として必要とする日数を取得することができ、候補者として裁判所に実際に赴いた時から利用が可能(時間単位での取得も可能)。

## 取組内容の特徴

裁判員制度開始に合わせて  
裁判員休暇制度を導入

- 同社の現在の就業規則は1966年に施行されたも

のであるが、その当時から、裁判にかかる証人としての出廷や、検察審査会に検察審査員・補充員として参加する際に取得できる法務休暇という有給の特別休暇が導入されており、国が要請する「公の職務」には、会社としてできるだけ協力するという風土があった。

- 2009年の裁判員制度の創設により、裁判員候補者に該当する者が増えることが予想されたこと、また、裁判員に選出された場合には裁判員としての職務に従事するために要する日数も少なくとも5日間程度と増えるため、年次有給休暇とは別途の特別休暇として裁判員休暇制度を導入した。

- 裁判員候補者名簿に登録されるのは人口の0.03%となっており、制度を導入した2009年以降に裁判員候補者名簿記載通知のあった従業員は35人で、年間



3人程度である。その中で、裁判員選任にまで至ったのは年に1人いるか否かという程度で、ここ3年では毎年1人である。

●裁判所に出頭して抽選に漏れた際にも裁判員休暇を取得することが可能である。実際の裁判に参加したのは直近3年の間で2人であった。

●現場を長期休むに際しては、発注者の理解を得ないといけないため、裁判員の通知が来て休暇を取得することになった場合には、まず上長と相談するという枠組みを作っている。相談があれば、その都度上長から休暇取得についての説明も行き、本制度の周知を図っている。

### 災害休暇、現場休暇などの制度も

●災害休暇は、居宅が火災・自然災害等に遭った際に10日を限度として取得可能な有給の特別休暇である。災害休暇も法務休暇と同様に1966年から導入しており、阪神淡路大震災と東日本大震災の際には多く利用された。単身赴任で全国各地の工事所に勤務している従業員もいるため、居宅が被災した際に長期の休暇を年次有給休暇とは別に取得できるよう救済措置として設けている。大規模災害時などには、休暇を取得しやすいように、被災地を管轄している地区の支店に対して、災害休暇の利用が可能であることを本社から発信している。

●その他、有給の特別休暇として、1つの工事が終わりの工事が開始されるまでの間、休むことができる現場休暇を設けている。工事所勤務者から請求があった際、年5日を限度に付与している。

●また、数か月の休みが必要となる事情がある場合は、介護休業期間を超えた介護への対応や海外協力隊への参加、ワーキングホリデー等で利用することができる、無給の私用休職があり、長期間の休務への身分保障として設けている。承認される取得理由はケース・バイ・ケースの判断で、まずは上司に伝え、本社と相談するという形である。私用休職は勤続年数によって取得できる日数を決めており、最大8か月である。

